

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）（06-6630-3289）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定（更新を含む）
概 要	法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者は、大阪市長の認定を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則第12条の11の6、第12条の11の7
審査基準	<p>産業廃棄物処理施設が当該認定に係る法第15条の3の3第1項第1号に規定する環境省令で定める技術上の基準に適合していること及び、同法第2号規定する熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第15条の3の3第1項第1号 当該熱回収施設が規則で定める技術上の基準に適合していること。 ・法施行規則第12条の11の6 法第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は次のとおりとする。 1号 第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準並びに第12条の2に規定する基準に適合していること。 2号 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられていることをもって足りる。 3号 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。 4号 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。 ・法第15条の3の3第1項第2号 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。 ・法施行規則第12条の11の7 法第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 1号イ 第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、10%以上であること。 1号ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30%を超えて燃料の投入を行わないこと。 2号 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）
提出時期	随時
提出方法	熱回収施設設置者認定申請書及び添付書類を産業廃棄物規制グループへ提出してください。
手数料	新規 33,000円 更新 20,000円
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課（産業廃棄物規制グループ）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000116427.html
備 考	